

受理番号	陳情第5号の1、 陳情第5号の2	件名	「別居・離婚後における良好な親子関係を維持する制度」を求める陳情
受理年月日	5.5.2		
陳情者			

**【陳情の要旨】**

「別居・離婚後における良好な親子関係を維持する制度」について、実施可能な部分から導入を検討していただけますよう、陳情いたします。

もし、国政での検討ならば、地方自治法第99条により、該当部分について意見書の提出を願います。

**【陳情の理由】**

世界各国では、共同親権が普及しており、離婚後も両親が子供の養育に共同で責任を持つことが一般的です。共同親権制度は、子供の福祉の向上を目的として導入されており、一方の親だけが親権を持つ制度に比べ、子供と両親の関係が維持されやすくなることが期待されています。日本でも、婚姻中から離婚後まで共同親権を求める声が高まっており、法務省の家族法制審議会で議論が進められていますが、迅速ではありません。共同親権が求められる背景には、離婚率の上昇や家族構造の多様化がありますが、子供の権利を尊重し、両親が子供の養育に平等に関与できる環境を整えることが、子供の福祉に最も資するのではないかと思います。民法第752条では、「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」とされていることから、夫婦の同居・協力・扶助義務があります。また、民法第877条第1項も同様であり、たとえ離婚後でも同様に子供への扶養義務が生じ得ることになっています。しかし現状では、父母の「基礎収入」と「子の同居人数」を勘案した収入分配方式として生活費を定めることが多く、居住地、居住環境、教育費、ローン、医療費、各自治体からの手当等を考慮されていない実態があります。そうすると「子供と同居している親」と「子供と同居していない親」の間で、生活水準が双方アンバランスになっている状況かと察しています。子供の健全な成長を支えるためにも、ぜひ生活状況に応じて調和の取れた制度になることを要望します。根本的として、まず社会全体にとって、子供にとって双方の親から愛されるような環境が大切だと思います。子供の利益を第一に考え、親子の交流の場を確保できるように具体的な方針と指標を定め、さらには継続的な面会交流と公的機関の場所を拡充するように要望いたします。このほか、単独親権の確保を目的として、父母の同意を得ずに子供を連れ去るという事案に目を向けてほしいと思います。これらの事案の中には、「暴力や虐待からの一時的な避難」と「親権（監護権）の確保」が混在し、濫用されていることがあります。保育施設の入退園、学校の転校手続き、DV支援措置法についても適正となる手続きとなるように改善を要望いたし

ます。具体的な項目については、次のとおり記載します。

将来的には、戸田市にとってよりよい行政運用につながることを期待しています。

### 記

1～3について、迅速な制度化を望みます。

4について、意見書の提出を望みます。

第5号の1	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 子供の養育に関する制度化の見直し<ul style="list-style-type: none"><li>・子の監護に要する費用の適正な分担 ※監護方針の明確化</li><li>・児童手当の分担支給 ※双方の実現にそれぞれ分割支給</li></ul></li><li>2. 子供の面会交流の拡充と心理サポート<ul style="list-style-type: none"><li>・公的機関における面会交流場所の提供 ※公共施設の活用</li><li>・家族問題向けの専門カウンセラーの配置 ※子供の相談窓口</li></ul></li><li>3. 子供連れ去り（父母の同意のない居所変更）の防止<ul style="list-style-type: none"><li>・一方的な保育施設等の入退園防止 ※父母の意思確認</li><li>・一方的な学校施設等の転校防止 ※父母の意思確認</li><li>・DV支援措置法における事実確認 ※実施有無の必要性確認</li></ul></li></ol>
第5号の2	<ol style="list-style-type: none"><li>4. 国政への「離婚後における原則共同親権」の意見書の提出</li></ol>